

令和 8 年 2 月 10 日
農業資材審議会飼料分科会事務局

かび毒分解酵素の取扱いについて（案）

1. 背景

- (1) 飼料添加物は、次の①から③までの用途に供する目的で飼料に添加するものであって、農林水産大臣に指定されたものをいう。
 - ① 飼料の品質の低下の防止・・・防かび剤、酸化防止剤など
 - ② 飼料の栄養成分その他の有効成分の補給
 - ・・・ビタミン、ミネラルなど
 - ③ 飼料が含有している栄養成分の有効な利用の促進
 - ・・・酵素、抗生物質、合成抗菌剤、生菌剤など
- (2) 飼料添加物は、飼料安全法第 2 条第 3 項に基づき、農業資材審議会等においてその効果と安全性が確認されたものが指定されることとされており、審議の検討は、指定を要望する事業者からのデータ等の提出によって開始されることとなっている。
- (3) 今般、事業者から、かび毒（フモニシン）を分解する酵素を飼料添加物としての指定の審議対象とすることについて検討してほしいとの要望があった。

<製品の概要>

- ・豚・家きん用については、配合飼料中に添加して使用。
家畜が本品を摂取することで、消化管内で飼料中のフモニシンを分解。
- ・牛用については、サイレージ製造段階で添加して使用。
調製中のサイレージ中のフモニシンを分解。

- (4) これまで我が国で、かび毒分解酵素の飼料添加物指定について審議したことはなく、飼料添加物のいずれの用途に供するものとして扱うか等も含め、取扱いについて検討する必要がある。

2. 検討事項及び対応（案）

（1）飼料安全の基本的な考え方との整合性

飼料安全法においては、有害物質に汚染されていない原料・材料を飼料に用いること等を原則としており、また、飼料 GMP 等においても、原料供給側において安全性を確認した原料等を供給することを基本としている。

このため、本酵素を飼料添加物として指定することとした場合においても、かび毒に汚染された原料等を飼料原料として用いないことが原則であることを明確に示す必要があると考えられる。

(2) かび毒分解酵素の飼料添加物への指定の必要性

近年の異常気象や地球温暖化等の影響により、国内を含め世界的に飼料中のかび毒の分布や汚染濃度が増加傾向にある。また、国内においては豪雨が頻発し、海外においては干ばつ等の自然災害が発生しており、今後、安全な飼料の安定的な確保に困難を来す事態が生じることが懸念される。一方、欧米諸国においては、本酵素を国内で利用できる体制となっている。

我が国においても、食料安全保障及び持続可能な畜産物生産の実現の観点から、国内の飼料生産において、本酵素をかび毒汚染低減対策のひとつとして利用できる環境を整備しておくことが重要と考えられる。

(3) 飼料添加物の用途の分類等

これまでの飼料添加物の用途には厳密には一致しないが、飼料に含まれるかび毒を低減することから、「飼料の品質の低下の防止」の用途に供するものと整理できると考えられる。

(4) 飼料のかび毒汚染実態調査等への影響等

飼料安全に係るリスク管理措置の検討等に資するため、飼料のかび毒汚染実態調査を継続的に行ってている。一方、本酵素が使用された飼料では汚染実態を正しく把握できなくなる可能性がある。このため、本酵素の飼料添加物指定に係る審議を進めるのと並行して、サンプリング手法等含め、汚染実態調査等への影響がないよう、取扱いを検討する必要があると考えられる。

3. 今後の予定

上記「2」に留意しつつ、本酵素を飼料添加物指定の審議対象とすることとする。

具体的には、今後、事業者からの要望及びデータ提出があれば、飼料添加物効果安全性小委員会における審議から、飼料添加物としての指定に係る審議を開始する。なお、かび毒分解酵素の効果等の評価方法等については、小委員会における審議の過程で同時に整理する。